

熊本県水道広域化施設整備費補助金交付要項

(趣 旨)

第1条 知事は、八代工業用水の未利用水を上水道に転用することにより、上天草・宇城地域の水道用水の安定的な確保を図るため、上天草・宇城水道企業団（以下「企業団」という）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

(定 義)

第2条 この要項において「水道用水供給事業」及び「水道施設」とは、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第3条に規定する当該事業及び当該施設をいう。

2 この要項において「水道広域化施設」とは、水道用水供給事業の用に供する水道施設であつて法第5条の2に規定する広域的な水道の整備計画に基づく水道施設をいう。

(補助対象経費及び補助率)

第3条 補助金の交付の対象経費は、企業団が厚生労働省所管の水道水源開発等施設整備費国庫補助金の交付を受けて実施した水道広域化施設整備事業に係る企業債利子償還金とし、補助率は1/2以内とする。

なお、対象となる企業債は次の各号に限るものとする。

- (1) 国庫補助基本額の工事費用に係る企業債分
- (2) 前項の対象工事に係る単独工事費分
- (3) 八代工業用水道施設譲渡額のうち国庫補助対象以外の費用分

(補助金の交付申請書)

第4条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項に定める事業計画書は別記第2号様式によるものとし、その他の添付書類は次の各号のとおりとする。

- (1) 収支予算書（別記第3号様式）
- (2) 企業債償還計画に係る償還利子計算書（別記第4号様式）
- (3) 年度別期別借入状況調書（別記第5号様式）
- (4) 年度別期別償還計画表（別記第6号様式）
- (5) 借入を証する書類（財政融資資金貸付通知書（財務局）又は、長期貸付決定通知書（公営企業金融公庫））
- (6) 借入額の申込みに係る積算内容の書類
- (7) 補助事業に係る歳入歳出予算議決書の謄本又は抄本
- (8) その他

3 企業団は、補助金の交付を受けようとするときは、毎年度4月30日までに第1項及び第2項に定める書類を知事に提出するものとする。

(決定の通知)

第5条 規則第6条の規定による補助金の交付決定の通知は、別記第7号様式により行うものとする。

(申請の取下げ)

第6条 規則第8条の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して30日を経過した日までとする。

(状況報告)

第7条 規則第11条の規定による状況報告は、必要に応じ別に定めるところにより行うものとする。

(実績報告)

第8条 規則第13条の実績報告書は、別記第8号様式によるものとする。

2 規則第13条の添付書類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 企業債償還利子に係る県費補助精算書(別記第9号様式)
- (2) 収支精算書(別記第3号様式を準用する)
- (3) 歳入歳出決算(見込み)書抄本
- (4) その他

3 第1項の実績報告書の提出期限は、補助事業完了の日から起算して30日を経過した日又は事業年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定)

第9条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、別記第10号様式により行うものとする。

(補助金の請求等)

第10条 規則第16条第1項の請求書は、別記第11号様式によるものとする。

2 前項の請求書には、知事が別に定める書類を添付しなければならない。

(証拠書類の保管)

第11条 規則第23条に規定する別に定める期間は、5年とする。

(雑 則)

第12条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要項は、平成18年8月30日から施行し、平成18年4月1日から適用する。
ただし、第4条第3項については、平成18年度の補助金には適用しないものとする。
- 2 企業団が「熊本県補助金等交付規則」、「熊本県健康福祉補助金等交付要項」及び「熊本県水道広域化施設整備費補助金交付要領」に基づき、平成15年度までに交付を受けた補助金により取得し、又は効用の増加した財産について、規則第21条第2項に規定する期間は、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成15年2月10日厚生労働省告示第10号）」に定める期間とする。
- 3 企業団が「熊本県補助金等交付規則」、「熊本県健康福祉補助金等交付要項」及び「熊本県水道広域化施設整備費補助金交付要領」に基づき、平成17年度までに交付を受けた補助金に係る証拠書類について、規則第23条に規定する別に定める期間は、5年とする。

附則

- 1 この要項は、平成30年3月2日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
- 2 この要項は、令和3年（2021年）4月1日から施行し、令和3年（2021年）4月1日から適用する。